

臨時福祉給付金のお知らせ

消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

◆支給対象者

平成27年度分の住民税(均等割)が課税されない方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。

◆支給額

給付対象者1人につき6000円

◆申請期間 ※当日消印有効

9月1日(火)～2月1日(月)

◆申請方法

対象となる方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。

黒潮町では、支給対象者と思われる方に8月下旬に案内書と申請書を送付しますので、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください(郵送も可)。

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

☎55-3112(直通)

人権擁護委員再任のお知らせ

黒潮町内で活動している人権擁護委員6人のうち、矢野博幸さんと矢野健康さんが任期満了となり、7月1日から3年間、再任となりました。引き続き人権擁護活動にご尽力いただき、特設人権相談所や個別相談などで、あなたの悩みや相談をお受けします。



矢野 博幸 (入野)

☎43-2524



矢野 健康 (馬荷)

☎43-4887

◆他の黒潮町の人権擁護委員

●大塚 一福(不破原)

☎55-2529

●矢野 智子(拳ノ川)

☎55-7149

●谷口 明男(佐賀)

☎55-2753

●廣井 雅人(入野)

☎43-4109

◆人権擁護委員とは?

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動を行う民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度です。現在、全国で約1万4000人(うち女性約6000人)の方が、法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っています。

心配ごと・困りごと、
人権・行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめんど、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽に相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください。

◆開催日時・場所

●8月18日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時

総合センター(佐賀支所前)

●8月21日(金) 午前10時～正午

保健福祉センター(本庁前)

●8月21日(金) 午後1時～3時

大方町民館

○お問い合わせ

本庁 住民課 人権啓発係

☎43-2800(課直通)